

**第26回社会保障審議会 資料** 平成25年9月25日(水)  
**<配付資料>**

- [議事次第\(PDF:53KB\)](#)
  - [資料1 企業年金部会の設置について\(PDF:1,857KB\)](#)  
[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutan\\_tou/0000023765.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutan_tou/0000023765.pdf)
  - [資料2-1 社会保障制度改革国民会議 報告書\(概要\)\(PDF:444KB\)](#)
  - [資料2-2 社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について\(PDF:235KB\)](#)
  - [資料2-3 社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子による社会保障制度改革の工程表\(平成29年度まで\)\(PDF:228KB\)](#)
  - [資料2-4 社会保障制度改革推進法\(平成24年法律第64号\)\(抜粋\)\(PDF:122KB\)](#)
  - [資料2-5 社会保障制度改革国民会議 報告書\(PDF:497KB\)](#)
- ～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～
- [社会保障審議会委員名簿\(平成25年9月25日現在\)\(PDF:93KB\)](#)

**企業年金部会の設置について（抜粋）**

設置の趣旨

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「健全化法」）」に基づく厚生年金基金制度の見直しについては、平成26年4月の施行を予定しており、今後施行に向けた詳細な制度設計の検討を進める必要がある。また、健全化法においては、厚生労働大臣が厚生年金基金に係る特例解散の認定等をする場合は、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴くことが法定されている。

さらに、こうした健全化法の施行に向けた準備と併せて、公的年金制度の在り方の議論を踏まえつつ、今後の確定給付企業年金制度や確定拠出年金制度等の企業年金制度全般の在り方等についてもより専門的な見地から議論を進めていく必要がある。

このため、社会保障審議会に、企業年金制度等についてご審議いただく専門の部会を設置する。

（日本経済団体連合会のホームページから）今後の企業年金制度のあり方（2013年1月）

[http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/005\\_honbun.pdf](http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/005_honbun.pdf)

要望事項

要望項目	
共通	特別法人税の撤廃
	海外勤務者や出向時の加入資格要件の緩和
	地方厚生局への許認可・届け出手続きの簡素化（中小企業向け対応）
DC	中途引き出し要件の緩和
	拠出限度額の大幅な引き上げ
	拠出限度額内でのマッチング拠出の完全自由化
	加入対象者の拡大
	退職一時金等からの移行要件の緩和
	運用商品の除外に必要となる全員同意要件の緩和
	掛金納付期限の弾力化
DB	受給者を含めた給付減額要件の緩和
	過去勤務債務の償却方法の弾力化
	金融市場の変動に対し柔軟に対応した財政検証の採用(下方回廊方式の再導入)
	50歳未満の退職者への老齢給付金の支給 財政検証の頻度の軽減（中小企業向け対応）